

様式第1（第6条関係）（昭56通産令58・平4通産令42・平15経産令153・平16経産令61・平19
経産令26・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

代理人（代表者）選任届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏 名（名称） (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 届出の内容

選任した代理人（代表者）

氏 名（名称）

あ て 名

4 代理人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

5 添付書類の目録

(1) 代理人（代表者）の選任を証明する書面 1通

(2) () 通

〔備考〕

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、可^{とう}撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のあるものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には、不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 用紙には、しわ及び裂け目があつてはならない。
- 3 余白は、少なくとも用紙の上端、右端及び下端におのおの2cm並びに左端に2.5cmをとるものとし、原則としてその上端及び左端についてはおのおの4cm並びにその右端及び下端についてはおのおの3cmを超えないものとする。この場合において、余白は、完全な空白としておくこととする。ただし、上端の余白の左隅であつて上端から1.5cm以内に書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を付すことができる。
- 4 届出書は、タイプ印書又は印刷によるものとし、写真、静電的方法、写

真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように作成する。

- 5 届出書のすべての用紙には、アラビア数字により1から始まる連続番号を用紙（余白部分を除く。）の上端又は下端の中央に付する。
- 6 タイプ印書による場合において、行の間隔は、少なくとも5mm以上をとる。ただし、備考12、15においてローマ字を用いるときは1.5文字の幅をとる。
- 7 記載事項は、10ポイントから12ポイントまでの大きさの文字（備考12、15においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.28cm以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて備考4に定める要件を満たすもので記載する。
- 8 「国際出願の表示」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/J P○○○○/○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○. ○○. ○○○○提出の国際出願」のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。
- 9 「氏名（名称）」は、自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあつてはその名称を記載する。
- 10 「あて名」は、「日本国、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を記載する。
- 11 「あて名」は、出願人、代表者又は代理人各人ごとに1つのあて名のみを記載する。
- 12 氏名若しくは名称又はあて名には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて併記する。
- 13 「国籍」は、出願人又は代表者がその国民である国の国名を記載する。
- 14 「住所」は、出願人又は代表者がその居住者である国の国名を記載する。
- 15 国名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により表示する。
- 16 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の選任を届け出るときは、「届出の内容」の次に「代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 17 「代理人」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」又は「法定代理人」のうち該当するものを記載する。
- 18 代理人によるときは本人の署名は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄を設けるには及ばない。

- 19 「代理人（代表者）の選任を証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

（文例）

代 理 人（代表者）選 任 証

日付 ・ ・

代理人（代表者） 殿

出願人

（署名：_____）

下記の国際出願に関する手続については、貴殿を代理人（代表者）に選任したことに相違ありません。

記

国際出願の表示

- 20 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 21 届出書用の紙は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。